

中小企業投資促進税制の延長

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。一方で少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少等により中小企業を取り巻く環境は厳しく、足下では生産性が低迷し事業の持続的発展が懸念される。このような状況下において、生産性の向上を図り積極的な設備投資を促すため特別償却等の税制上の措置が不可欠である。

2.内容

①中小企業投資促進税制について、適用期限が**2年延長**される。

②一定の承認会社が農地所有適格法人の発行済株式総数の50%を超える株式を有する場合には、当該株式を除外して、農地所有適格法人における「みなし大企業(制度対象外)」の判定を行う。

※「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいう。

3.適用時期

2027(令和9)年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される。

4.実務のポイント

- ・ 本制度の適用対象法人及び適用対象設備に注意が必要である。
- ・ 確定申告時に所定の明細書を添付する必要がある。
- ・ 今年度改正における中小企業経営強化税制の拡充措置の計画期間中は本制度の適用ができない。

1.制度の概要及び改正内容

		中小企業投資促進税制
対象企業		青色申告書を提出する中小企業者等 ※(資本金1億円以下の法人又は農業協同組合等)
対象事業 (指定事業)		・主に製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業等が対象 ・下記の事業等は対象外 電気業、熱供給業、水道業、娯楽業(映画業を除く)、鉄道業、航空運輸業、銀行業
適用要件		一定の対象設備の取得等をし、指定事業の用に供すること
対象設備・ 金額要件等	建物・構築物	
	機械装置	1台160万円以上
	ソフトウェア	合計70万円以上
	器具備品	
	建物附属設備	
	工具	1台30万円以上 かつ合計120万円以上
	普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上
	内航船舶	取得価額の75%が対象
特別償却率		30%
税額控除率	特定中小企業者等	7%
	上記以外	適用不可
適用期限		2027(令和9)年3月31日までの間に 事業の用に供した資産に適用される。

※対象設備から次の設備は除外する

- ①コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの
- ②対象資産について、総トン数500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定する

1.制度の概要及び改正内容

(1)本制度の対象外となる「みなし大企業」の判定について

資本金もしくは出資金が1億円以下であり、かつ、以下のいずれかを満たす場合に「みなし大企業」に該当する

①発行済株式または出資の2分の1以上を同一の大規模法人※に保有されている法人

②発行済株式または出資の3分の2以上を複数の大規模法人※に保有されている法人

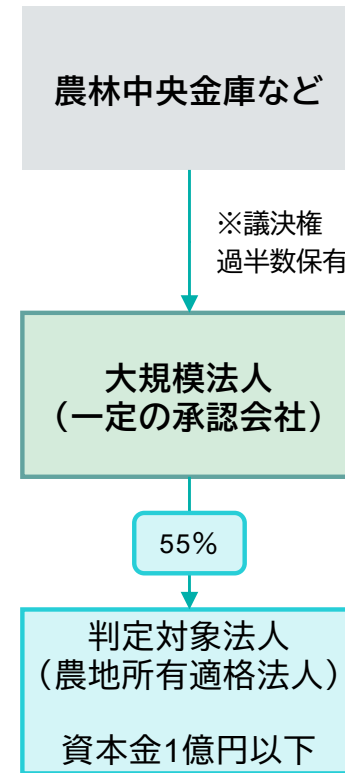
※「大規模法人」とは、次の1から4までに掲げる法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

- 1 資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- 2 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- 3 大法人(次の(1)から(3)までに掲げる法人をいいます)との間にその大法人による完全支配関係がある法人
 - (1) 資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人
 - (2) 相互会社および外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
 - (3) 受託法人
- 4 100%グループ内の複数の大法人に株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人(3に掲げる法人を除く)

(2)「みなし大企業」の判定に関する今回の改正

農地法に規定する農地所有適格法人が判定対象法人である場合において、一定の承認会社※が農地所有適格法人の発行済株式総数の50%超の株式を有するときは、「みなし大企業」の判定における大規模法人の有する株式から、当該株式を除外して判定することとする

※「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいう。



○参考:上記のパターン
改正前...
みなし大企業に該当し、対象外
改正後...
みなし大企業に該当せず、対象

2.適用時期

2027(令和9)年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される。

3.実務のポイント

- 本制度の適用対象法人及び適用対象設備に注意が必要である。
- 確定申告時に所定の明細書を添付する必要がある。
- 今年度改正における中小企業経営強化税制の拡充措置の計画期間中は本制度の適用ができない。